

卒業後も就職活動を継続中の、3年以内既卒者の方へ

既卒者育成雇用 にトライしてみませんか？

将来有望な成長分野の企業で、育成雇用から正規雇用へ！

既卒者育成雇用とは？

今後、人材需要が見込まれる成長分野等*の中小企業と、卒業後も就職活動を継続中の3年以内既卒者とのマッチングを図り、長期的な人材育成につなげるための制度です。

まず、原則6カ月間の有期雇用契約を結び、その間に、実習や座学（OFF-JT）で必要な技能や知識を身につけるとともに、職場や仕事への理解を深めます。その後、要件を満たせば正規雇用への移行が予定されています（類似のトライアル雇用制度では、7～8割の方が有期雇用終了後、正規雇用に移行しています）。

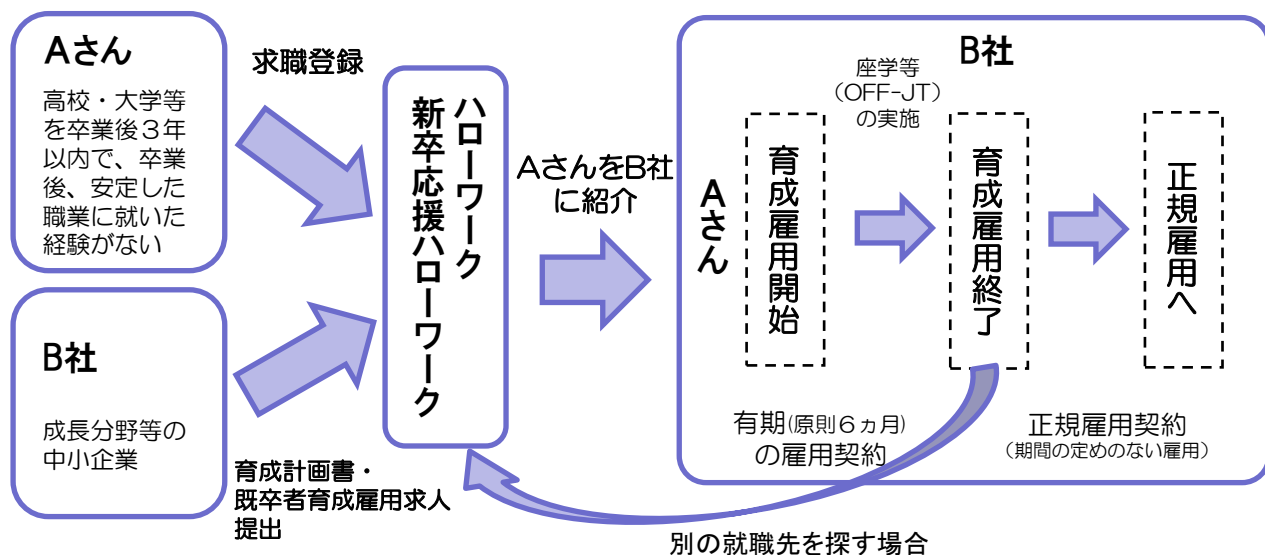
* 成長分野等とは、健康、環境分野およびこれらに関連するものづくり分野を指します。

応募できる方

- 平成20年3月以降卒業の新規学卒者*で、卒業後も就職活動を継続中の方。
（平成22年度の新規学卒者の方は、卒業日の翌日以降にこの制度を利用できます）
※中学、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者の方が対象です。
- 卒業後、安定した職業に就いた経験がない方（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない方）。
- ジョブサポーター等による個別支援を受け、これまでも積極的に求人への応募を行っている方
- 雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の方。

※ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行うことが必要です。

既卒者育成雇用の流れ



※ 既卒者育成雇用の対象となる求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、既卒者育成雇用を受けた事業主には、育成雇用終了後に最大75万円（育成雇用期間6ヵ月。座学等の経費の助成を含む）、さらに、育成雇用終了後に正規雇用した場合、正規雇用から3ヵ月経過後に50万円が支給されます。

「既卒者育成雇用」Q & A

1. 雇用の時期・期間は？

- ◆ 既卒者育成雇用の紹介開始は、卒業日の翌日以降です。
- ◆ 既卒者育成雇用の期間は、原則6カ月です。

2. 雇用期間中の身分は？

- ◆ 既卒者育成雇用期間中は有期雇用契約を締結します。
- ◆ 既卒者育成雇用期間中も「労働者」ですので、労働基準法などの労働関係法令が適用され、事業主から賃金が支払われます。

3. 雇用期間中の労働時間、賃金は？

- ◆ 既卒者育成雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の労働時間と同程度です。
- ◆ 労働時間や賃金などについては、事業所から提出された「既卒者育成雇用求人」および「既卒者育成雇用実施計画書」で確認していただきます（最終的には就業を開始する時に、事業所の担当者とよく相談して決定してください）。

4. 既卒者育成雇用期間終了後は、必ず正規雇用される？

- ◆ 「既卒者育成雇用実施計画書」に「正規雇用に移行するための要件」が記載されています。これを満たせば正規雇用に移行することになりますが、事業所の求める要件に達しなかった場合など、正規雇用に移行できない場合もあります。

5. 既卒者育成雇用が終了したら？

- ◆ 事業所からハローワークまたは新卒応援ハローワークに「既卒者育成雇用結果報告書」が提出されます。正規雇用に移行した後の労働条件などが記載されていますので、内容をよく確認し、同意をしてください。

※ 未成年者の場合は保護者等の同意も必要です。

詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。

